

# 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 27 年 3 月

茅ヶ崎市



# 目次

ページ

<b>第1章 総論（はじめに）</b> .....	2
1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定 .....	2
2 取り組みの経緯 .....	2
3 行動計画の作成 .....	3
4 計画の対象範囲 .....	4
<b>第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針</b> .....	5
1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略 .....	5
2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方 .....	6
3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点 .....	7
4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等について .....	9
5 対策推進のための役割分担 .....	10
6 市行動計画の主要6項目 .....	12
(1) 実施体制 .....	13
(2) 情報収集 .....	16
(3) 情報提供・共有 .....	16
(4) 予防・まん延防止 .....	17
(5) 医療 .....	22
(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保 .....	23
7 行動計画実施上の留意点 .....	23
8 発生段階 .....	24
<b>第3章 各段階における対策</b> .....	26
1 未発生期 .....	26
2 海外発生期 .....	31
3 県内未発生期 .....	35
4 県内発生早期 .....	41
5 県内感染期 .....	46
6 小康期 .....	52
<b>【別添】 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策</b> .....	55
<b>【別添】 用語解説（五十音順）</b> .....	57
<b>【別添】 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部条例</b> .....	61
<b>【別添】 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部及び対策会議要綱</b> .....	62
<b>【別添】 パブリックコメントの実施結果</b> .....	65

## 第1章 総論（はじめに）

### 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性もある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや、同様の危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関<sup>1</sup>、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

### 2 取り組みの経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成17年に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」（以下「行動計画」という。）を作成して以来、数次の部分的な改定を行い、平成20年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号）」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成21年2月に行動計画を改定した。

同年4月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、我が国でも発生後1年余で約2千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人<sup>2</sup>であり、死亡率は0.16（人口10万対）<sup>3</sup>と、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、

<sup>1</sup> 指定公共機関とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第3条で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人をいう。

指定地方公共機関とは、特措法第2条第7号の規定に基づき公共的機関及び公益的事業を営む法人で知事の指定するものをいう。

<sup>2</sup> 2010年（平成22年）9月末の時点でのもの。

<sup>3</sup> 各国の人口10万対死亡率 日本:0.16、米国:3.96、カナダ:1.32、豪州:0.93、英国:0.76、フランス:0.51ただし各国の死亡数に関してはそれぞれ定義が異なり、一義的に比較対象とならないことに留意が必要（厚生労働省資料による。）。

実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等<sup>4</sup>が得られた。

病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫などが見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、国においては、行動計画を改定するとともに、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実現性をより高めるための法制化の検討を重ね、平成24年5月に、病原性の高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として特措法が制定されるに至った。

### 3 行動計画の作成

本市においては、新型インフルエンザに係る対策について、平成21年4月に新型インフルエンザが発生したことから、緊急に「茅ヶ崎市新型インフルエンザ対策行動計画（暫定改定版）」を作成して以来、これまでの神奈川県（以下「県」という。）の行動計画の改定を踏まえ、随時改定の検討を実施してきた。

このたび、政府は、特措法第6条に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を平成25年6月7日に作成した。

政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定（地方）公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

本市は、特措法第8条の規定により、「神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）に基づき、「茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成する。

市行動計画は、茅ヶ崎市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、各発生段階における本市が実施する措置等を示すものである。

なお、今回新たに作成される市行動計画策定後は、先の「茅ヶ崎市新型インフルエンザ対策行動計画（暫定改定版）」は廃止することとする。

また、この市行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ、随時見直す必要があり、また、新型インフルエンザ等対策についても検証等を通じ、適時適切に改定を行う。

なお、本市においては、平成29年4月に保健所設置を目指していることから、設置が完了した際には、保健所設置市が担うべき対策（サーベイランスや医療体制等）について、改めて記載するものとする。

<sup>4</sup> 新型インフルエンザ（A/H1N1）対策の検証結果は、2010年（平成22年）6月、厚生労働省新型インフルエンザ（A/H1N1）対策総括会議報告書として取りまとめられた。

#### 4 計画の対象範囲

市行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は、次のとおりとする。

- ① 感染症法第6条第7項に規定する、再興型インフルエンザを含む新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ」という。)
- ② 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの。

なお、鳥インフルエンザ(鳥から人に感染したもの)は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応については、市行動計画の参考として「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」で示す。

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国、県、そして本市への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置くとともに、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理にかかわる重要な課題と位置づけ、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

ア 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。

イ 流行のピークの患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

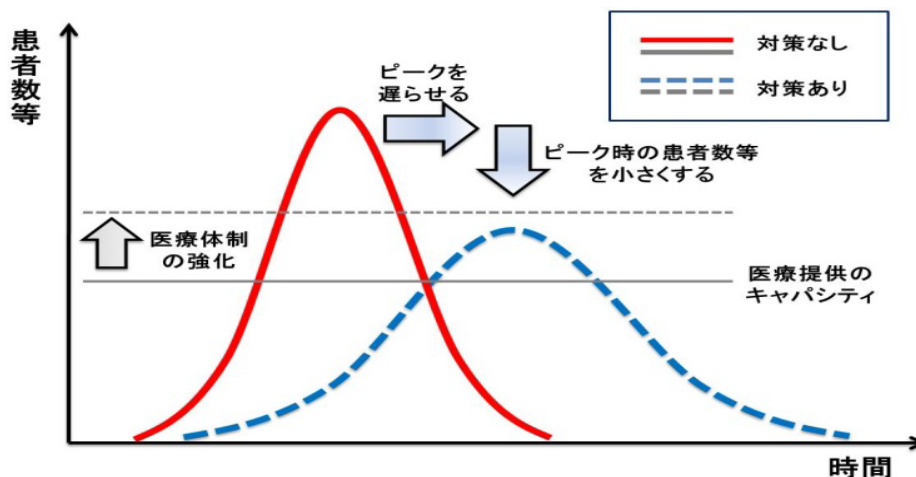
ウ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

ア 市内での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。

イ 事業継続計画等の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務維持に努める。

《対策の効果・概念図》



## 2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。

過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、科学的知見及び国、県の対策も視野に入れながら、本市の地理的な条件、交通機関等の社会状況、医療体制等も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせることでバランスのとれた戦略を確立する。（具体的な対策については、「第3章 各段階における対策」に記載する。）

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するもののうちから実施すべき対策を選択し、決定する。

- (1) 発生前の段階では、予防接種の実施体制の構築、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、市民に対する円滑な情報提供や、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制の整備、新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携など、発生に備えた事前の準備を周到に行う。
- (2) 海外で新型インフルエンザ等が発生した段階では、国内発生に備え、県の要請により相談窓口を設置する等、直ちに対策実施のための体制に切り替える。この段階では、国の検疫の強化等により、病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせることが重要となる。
- (3) 国内の発生当初の段階では、国、県の情報を参考に、相談窓口を強化するとともに、県が必要に応じて実施する、不要不急の外出自粛要請や、施設の使用制限等の措置に協力するとともに、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討をするなど、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- (4) 国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、さらなる情報が得られ



次第適切な対策へと切り替える。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、その縮小・中止を図るなど見直しを行う。

- (5) 国内で感染が拡大した段階では、国、県、市、事業者等は相互に連携して、医療の確保や市民生活・地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、様々な事態の発生が想定される。従って、あらかじめ決めておいたとおりに進まないことが考えられるため、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくこととする。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼び掛けることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARS<sup>5</sup>のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

### 3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

国、県、市又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に十分留意する。

---

<sup>5</sup> 2003年（平成15年）4月3日、SARS（重症急性呼吸器症候群）は感染症法上の新感染症として位置付けられた。同年7月14日、世界的な研究が進んだことにより、病原体や感染経路、必要となる措置が特定されてきたため、指定感染症として位置付け。同年10月10日、SARSの一連の状況を契機とした感染症対策の見直しに関する感染症法及び検疫法の一部を改正する法律が成立し、同法において、感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高いなどの理由から、一類感染症として位置付けられた。なお、現在は二類感染症として位置付けられている。

### (1) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特に、県の実施する市民の権利と自由に制限を加える次の措置に協力する際は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するための必要最小限のものとする（特措法第5条）とともに、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

＜県の実施する措置＞

- ・医療関係者への医療等の実施の要請等（特措法第31条）
- ・不要不急の外出の自粛等の要請、学校・興業場等の使用等制限等の要請等（特措法第45条）
- ・臨時の医療施設の開設のための土地等の使用（特措法第49条）
- ・緊急物資の運送等（特措法第54条）
- ・特定物資の売渡しの要請（特措法第55条）

### (2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講ずるというものではないことに留意する。

### (3) 関係機関相互の連携協力の確保

新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）（特措法第15条）、神奈川県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）（特措法第22条）、及び茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）（特措法第34条）は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長から県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請を行った場合には、県対策本部長はその趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行うこととされている。

### (4) 記録の作成・保存

市は、発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

#### 4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等について

##### (1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

市行動計画の作成にあたっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということ念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても、高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

国及び県は、政府行動計画及び県行動計画を策定するに際しては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として、発病率については、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患するとし、致命率については、アジアインフルエンザ等並みの中等度の場合は0.53%、スペインインフルエンザ並みの重度の場合は2.0%と想定している。

この推計した流行規模を基に、本市における受診患者数、入院患者数、死亡者数を推計すると次表のとおりとなり、市行動計画でもこれを参考とする。

##### <茅ヶ崎市における新型インフルエンザ流行時の患者数の試算>

	茅ヶ崎市		神奈川県		全国	
医療機関を受診する患者数	約24,100人～約46,400人		約92万人～約177万人		約1,300万人～約2,500万人 <sup>6</sup>	
入院患者数	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	～約980人	～約3,700人	～約3万7千人	～約14万1千人	～約53万人	～約200万人
死亡者数	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	～約320名	～約1,190人	～約1万2千人	～約4万5千人	～約17万人	～約64万人

※1 神奈川県、全国は年齢別人口統計調査(H22.1.1現在)、茅ヶ崎市については、年齢別人口統計調査(H25.1.1現在)データにより試算。

※2 入院患者数、死亡者数については、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを参考にアジアインフルエンザ等での致命率を0.53%(中等度)、スペインインフルエンザでの致命率を2.0%(重度)として、国の行

<sup>6</sup> 米国疾病予防管理センターの推計モデルを用いて、医療機関受診患者数は、約1,300万人～約2,500万人と推計。

動計画の被害想定を参考に想定した。

※3 この推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していない。

※4 この推計による被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないため、国においては引き続き最新の科学的知見の収集に努めるとともに、必要に応じて見直しを行うとしていることから、国県の見直しが行われた際は市もそれに準じる。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要がある、併せて特措法の対象とされたところである。そのため、新型インフルエンザ等感染症の発生を前提とした被害想定を参考に、新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

### (2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

ア 国民の25%が、流行期間(約8週間)にピークを作りながら順次罹患する。

イ 罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は一定の欠勤期間後、治癒し(免疫を得て)、職場に復帰する。

ウ ピーク時(約2週間)に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%<sup>7</sup>程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等(学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養等)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

## 5 対策推進のための役割分担

### (1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する(特措法第3条第1項)。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める(特措法第3条第2項)とともに、世界保健機関(WHO)その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める(特措法第3条第3項)。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及

<sup>7</sup>2009年(平成21年)に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)の最盛期に医療機関を受診した者は国民の約1%(推定)

び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取り組みを総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

## (2) 地方公共団体の役割

県及び市町村は、新型インフルエンザ等が発生したときは、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する（特措法第3条第4項）。

### ア 県の役割

- ・ 県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応を行う。
- ・ 県は、国及び市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

### イ 市の役割

市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援等に関し、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

## (3) 医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

また、医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して、発生状況に応じた、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を図るなど医療の提

供に努める。

#### (4) 指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法第3条第5項に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

#### (5) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても、最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。このことから、新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める（特措法第4条第3項）。

#### (6) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる（特措法第4条第1項・第2項）。

#### (7) 市民

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報やとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っているマスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄に努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策の実施に努める（特措法第4条第1項）。

### 6 市行動計画の主要6項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための基本的な方針について、「(1) 実施体制」、「(2) 情報収集」、「(3) 情報提供・共有」、「(4) 予

防・まん延防止<sup>8</sup>」、「(5) 医療」、「(6) 市民生活・地域経済の安定」の6項目に分けて以下に示す。なお、主要6項目の対策については、発生段階ごとに記述する。

### (1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあるため、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、本市としては、県や国、他市町村、事業所との相互の連携を図り、一体となった取り組みを行うことが求められる。

市は、新型インフルエンザ等が発生する前においては、「茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策会議」及び「茅ヶ崎市新型インフルエンザ等連絡会議」を適宜開催し、関係部局等が連携・協力して新型インフルエンザ等の感染拡大を予防するために必要な対策を総合的に推進するための方策を具体的に検討していく。

新型インフルエンザ等が発生し、政府によって新型インフルエンザ等緊急事態宣言<sup>9</sup>（政府対策本部長が、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認め、特措法に基づき発令）がされた場合は、市長を本部長とする「茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部」を直ちに設置（特措法第34条第1項）し、市内における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進を図る。また、神奈川県が緊急事態措置を実施すべき区域として指定された場合には、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、必要な措置を講ずる。

なお、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められることから、市は、市行動計画の作成及び発生時等に際し、医学・公衆衛生の関係者等から、適宜専門的意見を聴くこととする。以上を踏まえ、本市の実施体制を次のとおり定める。

#### ア 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部

新型インフルエンザ等が発生し、国から新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発令された際、又は市長が特に必要と認めた場合には、市長を本部長とする「茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部」（以下「市対策本部」という。）を設置し、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

○本部長： 市長

○副本部長： 副市長、教育長

<sup>8</sup> まん延防止とは、インフルエンザの場合、疾患の特性（不顕性感染の存在、感染力等）から感染の拡大を完全に防ぎ止めることは不可能であり、流行の最盛期をできるだけ遅らせ、またその最盛期の患者数等を小さくすることである。

<sup>9</sup> 新型インフルエンザ等緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が公示される。なお、講じられる緊急事態措置については、緊急事態宣言の期間、区域を越えない範囲において別途、個別に決定される。

○本部員：各部局長

#### イ 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策会議

新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされていない場合において主管の副市長が特に必要と認めるとき及び市内又は近隣の市町村において鳥インフルエンザが発生した場合は、新型インフルエンザ等対策会議（以下「市対策会議」という。）を設置し、予防策や対応策の調査研究、対処方針の決定を行う。

○会長： 主管の副市長

○副会長： 他の副市長

○委員： 教育長、総務部長、企画部長、市民安全部長、経済部長、保健福祉部長、こども育成部長、環境部長、市立病院事務局長、消防本部消防長、教育委員会事務局教育総務部長、教育委員会事務局教育指導担当部長

#### ウ 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等連絡会議

市対策本部及び対策会議に、その所掌事項に係る専門的事項を調査審議する組織として、茅ヶ崎市新型インフルエンザ等連絡会議（以下「市連絡会議」という。）を置く。

○会長：保健福祉部長

○副会長：市民安全部長、経済部長

○委員：職員課長、企画経営課長、秘書広報課長、防災対策課長、産業振興課長、農業水産課長、保健福祉課長、障害福祉課長、高齢福祉介護課長、子育て支援課長、こども育成相談課長、保育課長、環境保全課長、病院総務課長、消防総務課長、救命課長、教育総務課長、学務課長、学校教育指導課長

#### エ 地域医療体制対策会議

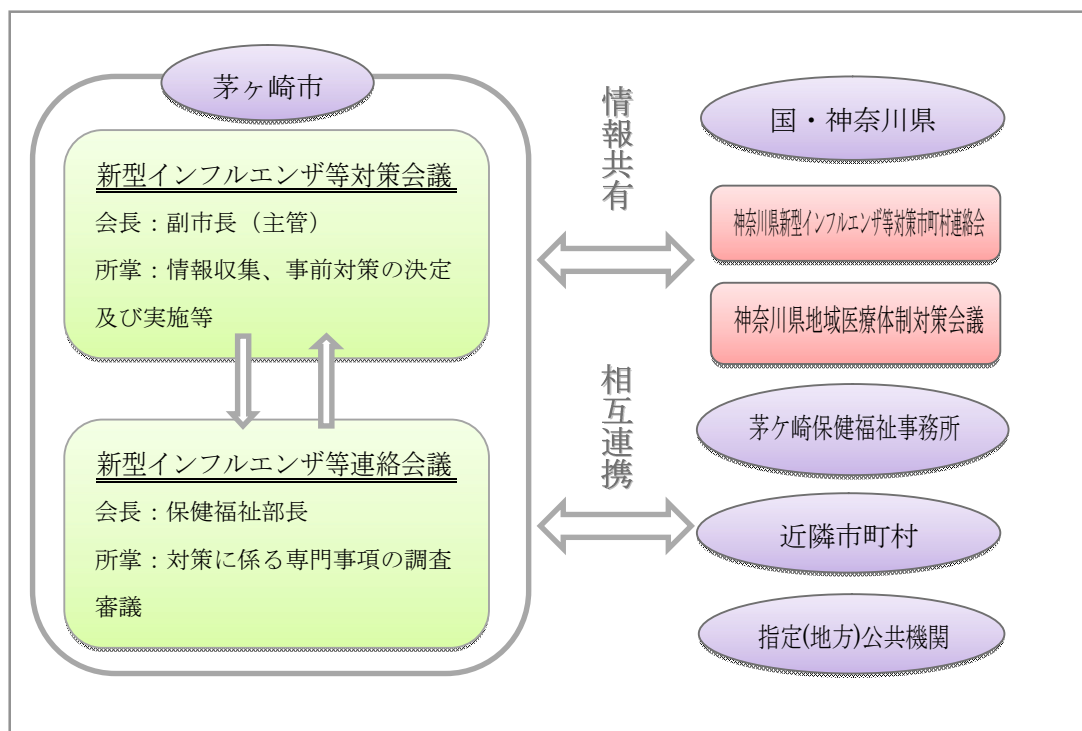
県が各保健福祉事務所の所管区域ごとに設置する「地域医療体制対策会議」に参加し、郡市医師会、地域薬剤師会、医療機関、薬局、消防等地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた新型インフルエンザ等対策における地域医療体制の整備を推進する。

#### オ 新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議への参加

新型インフルエンザ等対策における県及び他市町村との連携体制を強化するため、県が設置する「新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議」（以下「市町村連絡会議」という。）に参加し、情報の提供及び共有、住民に対する普及啓発、住民接種、要援護者の支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、埋葬又は火葬、その他新型インフルエンザ等対策に関する事項について協議を行う。

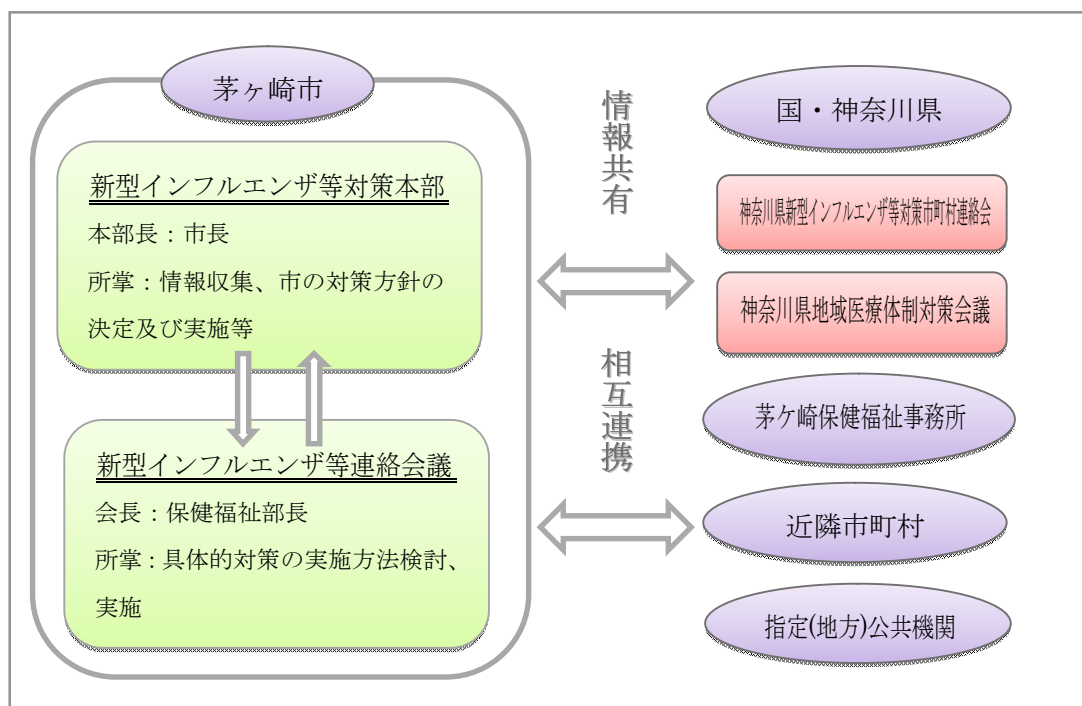


《未発生期～海外発生期の実施体制図》



※なお、上記の発生期であっても、国、県において、対策本部が設置された場合など、必要に応じて市長判断のもと対策本部を設置することもあり得る。

《県内未発生期以降及び緊急事態宣言発令時の実施体制図》



## (2) 情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を国及び県等から系統的に収集し判断につなげることにより、効果的な対策に結び付けることが重要である。そのためにも、国及び県の実施するサーベイランスに注目し、適宜、協力をする必要がある。

## (3) 情報提供・共有

### ア 情報提供・共有(リスクコミュニケーション)の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとることが重要であるため、対策の全ての段階・分野において、国、県、市、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。

特にコミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに十分留意する。

### イ 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることから、聴覚障害者、視覚障害者等や外国籍市民など情報が届きにくい人にも配慮し、インターネットだけでなく多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

### ウ 発生前における市民等への情報提供

市は、発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果、また食料品、生活必需品等の備蓄の必要性などを、市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通じ、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図る。

特に、学校や保育施設等は集団感染が発生するなど地域における感染拡大の起点となりやすいことから、各部局が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していく。

### エ 発生時における市民への情報提供及び共有

#### (ア) 発生時の情報提供について

市は、新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス(科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等)や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配

慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

また、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口等を設置し、適切な情報提供を行うとともに、市民から寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているのかを把握し、再度の情報提供に反映する。また、県は県民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置することを、併せて周知する。

さらに、マスメディアの活用に加え、市から直接的に市民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、防災無線、メール配信サービス等の活用や、自治会など地域と連携した体制を構築する。

#### (イ) 個人情報の保護

市民への情報提供に当たっては、提供する情報の内容について、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えるとともに、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることが重要である。

#### (ウ) 市民の情報収集の利便性向上

市は、市民の情報収集の利便性向上のため、国、県、指定（地方）公共機関の情報等を、必要に応じて集約し、総覧できるホームページを作成する。

### オ 情報提供体制

県が、広報担当（スポークスパーソン）を設置して情報提供の一元化を図り、県内及び国内外の発生状況及び対応状況等について、定期的に情報提供を行うので、市はその情報把握に努めるとともに、正確に市民に向けて発信をする。

## (4) 予防・まん延防止

### ア 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることにより体制の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることを主な目的とする。

個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせで行うが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総

合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

## イ 主なまん延防止対策

市は、個人における対策として、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

また、県が行う、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置や、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要に応じて県が行う不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限（特措法第45条第2項及び第3項）の要請等に対し、適宜協力する。

地域対策・職場対策については、国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場において季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止策をより強化して実施する。

## ウ 予防接種

### (ア) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるように努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

### (イ) 特定接種及び接種体制

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等の基本的な考え方は、政府行動計画に示されているが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定される。

市は、政府対策本部の決定に従い、新型インフルエンザ等の発生時に、自らの職員に速やかに特定接種を実施する。そのため、新型インフルエンザ等対策の職務に該当する者を指定する等、発生時に速やかに特定接種を実施できるようあらかじめ、接種対象者、接種順位等をマニュアル等に定める。

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員については、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することから、市は、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

**政府行動計画Ⅱ－6 (4) 予防・まん延防止 (ウ) 予防接種 ii) 特定接種 抜粋**

**ii－1) 特定接種**

特定接種の対象となり得る者は、

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
  - ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
  - ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員
- である。

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定める。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。

また、この指定公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

この基本的考え方を踏まえ、登録事業者、公務員は別添のとおりとする。

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、④それ以外の事業者の順とすることを基本とする。

事前に上記のような基本的な考え方を整理しておくが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部におい

て判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定する。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

#### ii-2) 特定接種の接種体制

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

### (ウ) 住民接種及び接種体制

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位等の基本的な考え方は、政府行動計画に示されているが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて、政府対策本部が決定することになっている。

住民接種については、市町村を実施主体として、原則として集団接種により接種を実施することとされている。このことから、市は国や県、近隣市町や医師会、薬剤師会等関係機関との協力を得ながら、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

## 政府行動計画Ⅱ-6 (4) 予防・まん延防止 (ウ) 予防接種 iii) 住民接種 抜粋

### iii-1) 住民接種

住民接種の接種順位については、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。事前に下記のような基本的な考え方を整理しておくが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえ決定する。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については以下の4群に分類することを基本とする。

①医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

・基礎疾患を有する者<sup>10</sup>

・妊婦

②小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

③成人・若年者

④高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした以下のような基本的な考え方を踏まえ決定する。

1) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

（医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞小児＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）

①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者

・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

（医学的ハイリスク者＞高齢者＞小児＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）

①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者

・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

（医学的ハイリスク者＞小児＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

2) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

（医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）

①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者

・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

（医学的ハイリスク者＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）

①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

3) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

（成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者

・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

<sup>10</sup> 基礎疾患により入院中又は通院中の者をいう。平成21年のパンデミック時にとりまとめられた「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準手引き」を参考に、発生した新型インフルエンザ等による病状等を踏まえ、発生時に基準を示す。

(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

### (イ) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定される。

### (オ) 医療関係者に対する要請

市は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）を行う（特措法第31条第5項及び第46条第6項）よう、県に求めることができる。

## (5) 医療

### ア 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

### イ 発生前における医療体制の整備

県の設置する、二次医療圏等の県域を単位とした、保健福祉事務所又は保健所を中心とする各団体等関係者からなる対策会議に参加する等、関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた新型インフルエンザ等対策における医療体制の整備推進に協力する。

### ウ 発生時における医療体制の維持・確保

新型インフルエンザ等の県内での発生の早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院措置を行う。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、海外での新型インフルエンザ等の発生から県内で新型インフルエンザ等が広がる前の段階までは、県内に「帰国者・接



触者外来」を設置して診療が行われる。県は、「帰国者・接触者相談センター」の周知を図るとともに、帰国者・接触者外来等の県内の医療体制に関する情報提供を行うため、市はその情報を把握し、市民に対し周知する。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者がみられるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替えられる。

また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、県が重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図られる。

## エ 抗インフルエンザウイルス薬等

国においては、諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国民の45%に相当する量を目標として、引き続き、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案し、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄することとしている。また、県においても、国の方針に基づき、計画的かつ安定的に備蓄することとしている。

インフルエンザウイルス株によっては、現在、備蓄に占める割合が高いオセルタミビルリン酸塩（商品名：タミフル）に耐性を示す場合もあることから、国は、抗インフルエンザウイルス薬耐性株の検出状況や臨床現場での使用状況等を踏まえ、今後、備蓄薬を追加・更新する際には、他の薬剤の備蓄割合を増やすことを検討するとしている。

また、県は、新型インフルエンザ等が県内にまん延した場合、通常の流通ルートで入手困難になることが予想される段階で、流通業者との事前の取り決めに基づき、備蓄薬の放出を行うこととしている。

## (6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの市民が罹患し、各地域での流行が約8週間続くと言われている。また、本人や家族の罹患等により、市民生活及び地域経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、本市においても、新型インフルエンザ等発生時において、市民生活及び経済への影響が最小限となるよう、国、県、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者と連携しつつ、特措法に基づき、事前に十分準備を行う。

また、一般事業者においても、事前の準備を行うよう働きかける。

## 7. 行動計画実施上の留意点

### (1) 計画の見直し

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能であるため、現在までに得られた最新の知

見を基に、随時適切に市行動計画を見直す。

## (2) 訓練の実施

市行動計画を実効性あるものとするには、県、関係機関との円滑な情報の提供・収集体制の構築や、医療提供について計画で規定する事項を実際に確認する必要があるため、関係機関と連携した訓練を実施し、訓練の結果を行動計画に反映させる（特措法第12条）。

## 8 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定が迅速に行えるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類した。国における発生段階の移行については、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に都道府県レベルでの医療提供や感染拡大防止策等について、柔軟に対応する必要があることから、県行動計画では、発生段階を6つに分類し、その移行については、必要に応じて国及び保健所設置市と協議の上で、県対策本部が決定する。

本市においても、県行動計画の分類に合わせ、発生段階を6つに分類することとし、定められた対策を段階に応じて実施することとする。なお、段階の期間は、極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するということに留意する。

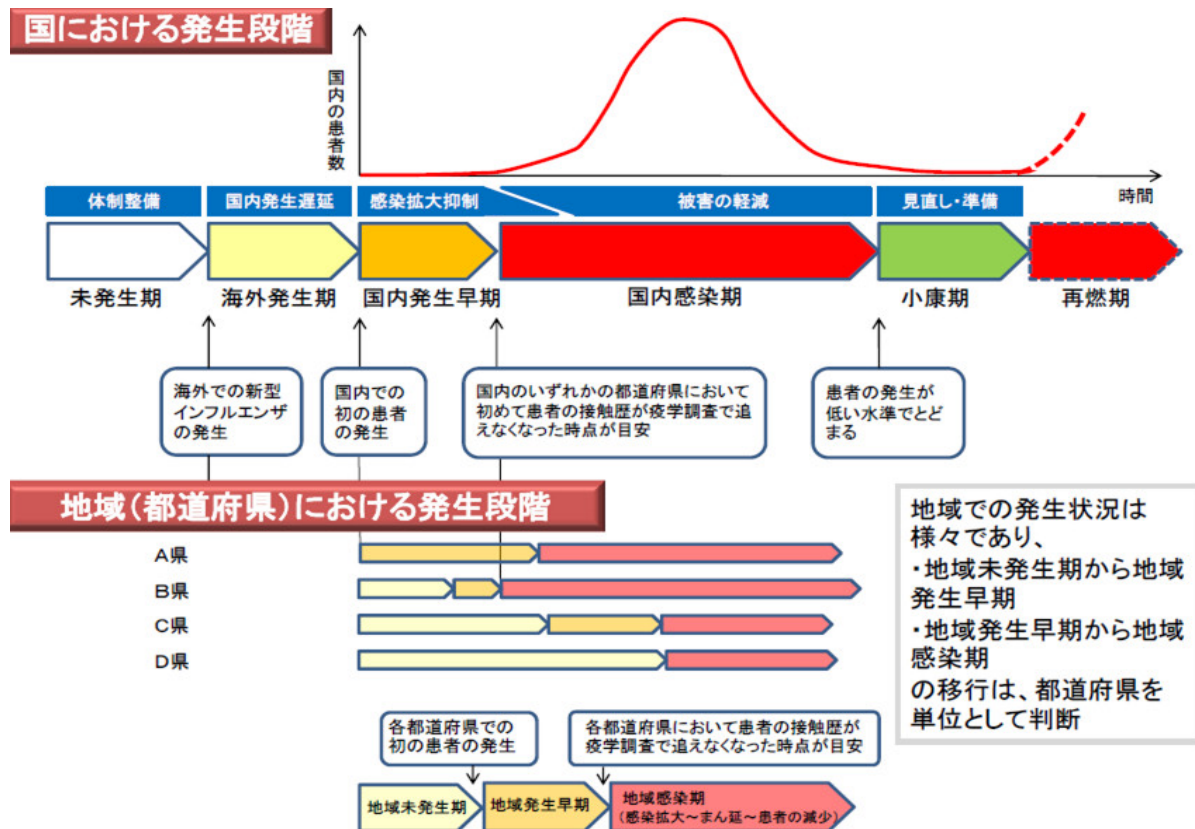
《市行動計画の発生段階と県及び国における発生段階の対応表》

市行動計画の発生段階	県行動計画の発生段階	国における発生段階
未発生期		
海外発生期		
県内未発生期		国内発生早期
県内発生早期		
県内感染期		国内感染期
小康期		

《各発生段階の状態》

市行動計画の発生段階	市内の状態	県内の状態	国の状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態		
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態		
県内未発生期	県内では、新型インフルエンザ等の患者が発生していないが、神奈川県以外の都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生している状態		(国内発生早期) 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内発生早期	神奈川県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を追うことができる状態		(国内感染期)
県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少		国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態		

《国及び地域（都道府県）における発生段階》



### 第3章 各段階における対策

本章では、第2章で記述した基本的な方針に基づき、発生段階ごとに、状況、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を定めることとなっており、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期と必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

なお、各対策における担当部局は主要なものとし、必要に応じて他の関係部局の協力を得るものとする。

1 未発生期	
状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。</li> <li>・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。</li> </ul>
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生に備えて体制の整備を行う。</li> <li>・ 国際的な連携の下に、発生の早期確認に努める。</li> </ul>
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。</li> <li>・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。</li> </ul>

#### (1) 実施体制（市民安全部・保健福祉部）

##### ア 行動計画等の作成

市は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の策定を行い、計画策定後は、必要に応じ適宜見直しを実施する。

##### イ 体制の整備及び関係機関の連携強化

市における取組体制を整備・強化するために、新型インフルエンザ等対策に係る各種会議等の枠組みを通じて、初動体制の確立や発生時に備えた対策の準備を進める。

##### (ア) 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策会議

所管の副市長を会長とする市対策会議を設置し、新型インフルエンザ等の発生に備え、関係各部局が連携・協力して必要な対策を総合的に推進するた

めの課題を、総合的かつ具体的に検討する。

(イ) 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等連絡会議

保健福祉部長を会長とする市連絡会議を設置し、市対策会議の指示を受け、新型インフルエンザ等の発生に備え、関係各課が連携・協力して必要な対策を協議・検討し、具体的に推進する。

(ウ) 新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議

県が必要に応じて開催する市町村連絡会議に参加し、情報の提供及び共有、住民に対する普及啓発、住民接種、要援護者への支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、埋葬又は火葬、その他新型インフルエンザ等対策に関する事項について協議を行う。

(エ) 訓練の実施

市は、市行動計画を実効性あるものとするため、関係機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等発生に備え、平素からの情報交換、連絡体制の確認、訓練を実施する。訓練の実施に当たっては、市の防災訓練との連携に配慮する。（特措法第12条）

(2) 情報収集（保健福祉部）

ア 情報収集

市は、国、県及び関係機関等から、新型インフルエンザ等の対策等に関する情報を収集する。

イ サーベイランスへの協力

市は、国及び県が実施する通常のサーベイランスについて、情報把握に努めるとともに、実施に際し協力要請があった場合は、適宜必要な対応を行う。

(3) 情報提供・共有（企画部・保健福祉部）

ア 継続的な情報提供

市は次のことを行う。

(ア) 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や、発生した場合の対策について、まん延防止の観点にも触れながら、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。また、情報提供の際は、視覚、聴覚等障害者に配慮するとともに、できる限り多言語による提供を行う。

(イ) 季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策（マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等）の普及を図る。

## イ 体制整備等

市は、情報提供・共有体制整備等の事前の準備として以下を行う。

- ・新型インフルエンザ等発生時に行う、発生状況に応じた市民への情報提供の内容や、媒体（テレビ・新聞等マスメディア活用を基本とし、受取手に応じてSNSや自治会等を含めた複数の媒体・機関を活用する）等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- ・新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、県の要請に応じて相談窓口等の設置準備を進める。なお、疾患に関する相談のみでなく、生活相談等広範な内容についても対応できる体制について検討する。

## (4) 予防・まん延防止

### ア 対策実施のための準備

#### (7) 個人・学校等における対策の普及

（保健福祉部・こども育成部・教育委員会）

・市は個人及び学校等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的感染対策の普及を図る。

特に、学校、保育所及び幼稚園は集団感染が発生し、地域への感染拡大の起点となりやすいことから、平常時から児童生徒等に対し感染症や公衆衛生について情報提供を行い、丁寧に指導を行う。

・新型インフルエンザ等緊急事態の際に県が実施する、不要不急の外出の自粛や施設の使用制限の要請等感染対策について、未発生期から理解促進を図る。

## イ 予防接種

### (7) 接種体制の構築

**特定接種**（総務部・保健福祉部・市立病院・消防本部）

市は、国の要請に基づき、特定接種の対象となり得る職員等に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう接種体制を構築する。

**住民接種**（保健福祉部・市立病院）

・市は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する全住民に対し、速やかにワクチンを接種することができるよう体制を構築する。

・円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、市外での接種を可能にするよう努める。

・市は、速やかに接種することができるよう、医師会、関係事業者、学校関係者等と協力し、接種に関わる医療従事者等の体制や、接種の場所及び時期

の周知・予約等、具体的な実施方法について準備を進める。

・市は、ワクチン需要量を算出しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。

(4) 情報提供（企画部・保健福祉部）

市は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位の在り方といった基本的な情報について市民に情報提供を行い、理解の促進を図る。

(5) 医療

ア 地域医療体制の整備への協力（保健福祉部・市立病院）

市は、県が二次医療圏等の県域を単位として実施する、「地域医療体制対策会議」に参加し、地域の実情に応じた新型インフルエンザ等対策における地域医療体制の整備の推進に協力する。

イ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄の確認（保健福祉部）

市は、国及び県が、市場への流通分を鑑みながら、県民の45%に相当する量为目标として、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行うため、未発生期より備蓄放出要請等必要な事務手続きや、流通事情について予め確認しておく。

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

ア 要援護者への生活支援（保健福祉部）

・市は、県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

・市は、新型インフルエンザ等発生時の要援護者となる対象者を、あらかじめ検討し、決定しておく。

イ 火葬能力等の把握（総務部・環境部）

市は、県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的な遺体安置が可能な施設等について把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

ウ 物資及び資材の備蓄等（市民安全部・保健福祉部）

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材等を備蓄するとともに、施設及び設備の整備、点検を行う。（特措法第10条）

エ 庁内優先業務の整理（全部局）

市は、新型インフルエンザ等発生時にも、地域住民の生活支援を的確に実施できるよう、庁内各業務の優先度等について整理を行う。



2 海外発生期	
状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。</li> <li>・国内では、新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。</li> <li>・海外においては、発生国、地域が限定的な場合、流行が複数の国、地域に拡大している場合等、様々な状況。</li> </ul>
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等の国内侵入の状況等も注視しつつ、県内、市内発生の遅延と早期発見に努める。</li> <li>・県内、市内発生に備えて体制の整備を行う。</li> </ul>
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。</li> <li>・海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内、市内発生に備え、県内、市内発生した場合の対策についての的確な情報収集を行い、市民に準備を促す。</li> <li>・市民生活及び地域経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種体制の確立等、県内、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。</li> </ul>

### (1) 実施体制（市民安全部・保健福祉部）

#### ア 実施体制の強化等

##### (ア) 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策会議

市は、次の場合に市対策会議を開催し、発生状況等の情報の把握や県の対応等について確認するとともに、市の対策の検討を行う。

- ・国において関係省庁対策会議又は新型インフルエンザ等対策閣僚会議が開催され、政府の初動対処方針について協議又は決定がなされた場合。
- ・県が「神奈川県新型インフルエンザ等対策本部」を設置した場合。

##### (イ) 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等連絡会議

市対策会議の指示を受け、新型インフルエンザ等の国内発生に備え、関係各課が連携・協力して必要な対策を具体的に推進するため、市連絡会議を開催する。

##### (ウ) 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部の設置

市は、海外で新型インフルエンザ等が発生し、国及び県が新型インフルエンザ等対策本部を設置した場合で、市長が必要と判断した時は、市対策本部を設置し、新型インフルエンザ等への市の対策等を決定し、関係部局間の連携を強化し、全庁一体となった対策を推進する。

(1) 新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議

県が必要に応じて開催する市町村連絡会議に参加し、情報の提供及び共有、住民に対する普及啓発、帰国者・接触者外来、コールセンター等、住民接種、要援護者への支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、埋葬・火葬、その他新型インフルエンザ等対策に関する事項について協議を行う。

(2) 情報収集（保健福祉部）

ア 情報収集

市は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国、県からの情報に注視するとともに、世界保健機関（WHO）、厚生労働省、国立感染症研究所の発表や、インターネット等を活用し情報収集を行う。

イ サーベイランスへの協力

市は、国及び県が実施するサーベイランスについて、情報把握に努めるとともに、実施に際し協力要請があった場合は、適宜必要な対応を行う。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供・共有（企画部・保健福祉部）

・市は、市民等に対して、海外での発生状況、現在の対策、県内、市内で発生した場合に必要な対策等について、県と連携を図り、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、複数の媒体及び機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限り即時に情報提供し、注意喚起を行う。

・市は、県や関係機関等と、ホームページやメール等を用い、双方向に迅速に情報共有を行う。また、関係部局間の情報共有体制を確認し、必要な情報を即時に共有する。

イ 相談窓口の設置（保健福祉部）

市は、県の要請を受け、市民からの一般的な問合せに対応するための相談窓口を設置し、国から配布されるQ&Aを参考にしながら適切な情報提供を行う。また、相談窓口へ寄せられた問い合わせ内容を、各種媒体による次の情報提供時に反映するよう努める。

#### (4) 予防・まん延防止

##### ア まん延防止対策のための準備（保健福祉部）

市は、県内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、県が実施する感染症法に基づく患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備について、動向を把握する。

##### イ 個人・学校等における対策の普及（保健福祉部・こども育成部・教育委員会）

- ・市は個人及び学校等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的感染対策の普及を図る。
- ・新型インフルエンザ等緊急事態の際に県が実施する、不要不急の外出の自粛や施設の使用制限の要請等感染対策について、理解促進を図る。

#### ウ 予防接種

##### (ア) 接種体制

###### **特定接種**（総務部・保健福祉部・市立病院・消防本部）

- ・市は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報、プレパンデミックワクチンの有効性、ワクチンの製造及び製剤化のスピード、住民接種の緊急性等を踏まえて国が基本的対処方針において決定した、特定接種の具体的運用について、県から情報収集を行う。
- ・市は、国、県と連携し、本市の職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う<sup>11</sup>（特措法第28条）。
- ・市は、国の実施する特定接種において、協力要請があった場合は、円滑な実施に協力するものとする。
- ・市は、特定接種の実施に際し必要があると認める時は、医療関係者に対し必要な協力の要請又は指示をするよう県知事に求めることとする。（特措法第31条第5項）

###### **住民接種**（保健福祉部・市立病院）

- ・市は、国及び県と連携し、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の接種体制の準備を行う。
- ・市は、国の要請により全住民が速やかに接種できるよう、集団的接種を行うことを基本として、具体的な接種体制の構築の準備を進める。（特措法第

<sup>11</sup> 県で備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば備蓄ワクチンを用いる。発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても、備蓄しているワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いる。また、病原性が低く、特定接種を緊急的に行う必要がないと認められる場合においても、医療関係者に先行的に接種を行う。

46条)

(イ) 情報提供（企画部・保健福祉部）

市は、県から情報提供を受けた、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について、積極的に情報提供を行う。

(5) 医療

ア 帰国者・接触者相談センターの周知（企画部・保健福祉部・市立病院）

市は、県が設置する帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の整備・設置状況を把握し、発生国からの帰国者であって発熱、呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターを通じて帰国者・接触者外来を受診するよう、周知に協力する。

イ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄（保健福祉部）

県の抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び流通状況について把握する。

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

ア 要援護者への生活支援（保健福祉部）

市は、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを、要援護者や協力者へ周知する。

イ 遺体の火葬・安置体制の確認（総務部・環境部）

・市は、火葬場等の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的遺体安置所として使用する場所の確認をするとともに、遺体の保存のために必要な保存剤及び遺体からの感染を防ぐために必要な非透過性納体袋等を準備する。

・多数遺体発生時には、「神奈川県広域火葬計画」に基づく広域火葬を円滑に行うことができるように、広域火葬参加機関相互の連絡、協力体制を確認する。

ウ 物資及び資材の備蓄等（市民安全部・保健福祉部）

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材等を備蓄するとともに、施設及び設備の整備、点検を継続して行う。

3 県内未発生期	
状況	・県内では、新型インフルエンザ等の患者は発生していないが、本県以外の都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生している状態。
目的	・県内、市内発生に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内、市内発生に備え、原則として海外発生期の対策を継続する。</li> <li>・国内発生、流行拡大に伴って、国が定める基本的対処方針等や、県の対処方針、対策等に基づき、必要な対策を行う。</li> <li>・国内発生した新型インフルエンザ等の状況により、政府対策本部が緊急事態宣言を行った場合、茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、県内、市内未発生であっても、積極的な感染対策を行う。</li> </ul>

### (1) 実施体制（市民安全部・保健福祉部）

#### ア 実施体制の強化等

##### (ア) 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部

市は、国が国内での新型インフルエンザ等の発生を確認し、政府対策本部が国内発生早期の基本的対処方針を公示した時は、直ちに市対策本部を設置し、その会議を開催し、対策等を決定する。また、関係各部課の連携を強化し、全庁一体となった対策を推進する。

##### (イ) 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等連絡会議

市対策本部の指示を受け、新型インフルエンザ等の県内発生に備え、関係各課が連携・協力して必要な対策を具体的に推進するため、市連絡会議を開催する。

##### (ウ) 新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議

県が必要に応じて開催する市町村連絡会議に参加し、情報の提供及び共有、住民に対する普及啓発、帰国者・接触者外来、コールセンター等、住民接種、要援護者への支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、埋葬・火葬、その他新型インフルエンザ等対策に関する事項について協議を行う。

**【緊急事態宣言がされている場合の措置】****(1) 緊急事態宣言**

ア 国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、緊急事態宣言を行い、国会に報告する。

緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。

イ 緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示する。期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。また、区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定する。ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域設定にも留意する。全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考慮する。

**(2) 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部の設置（市民安全部・保健福祉部）**

市は、新型インフルエンザ等が発生し、緊急事態宣言がなされた時は、市対策本部を直ちに設置（特措法第34条）し、新型インフルエンザ等への市の対策等を決定し、関係部局間の連携を強化し、全庁一体となった対策を推進する。

**※ 緊急事態宣言（特措法第32条）**

新型インフルエンザ等が世界の何れかの場所で発生した場合、海外の症例やWHOの判断も踏まえ、まず感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生の公表が厚生労働大臣により行われる。その後、国内で新型インフルエンザ等が発生した場合に、緊急事態宣言を行うか否かの判断が求められることとなるが、その時点ではある程度の症例等の知見の集積が得られていることが通常考えられる。そのため、緊急事態宣言の要件である特措法第32条第1項の「国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件」としては、重症症例（肺炎、多臓器不全、脳症など）が通常のインフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められる場合とし（特措法施行令第6条第1項）、その運用に当たって海外及び国内の臨床例等の知見を集積し、それらに基づき、基本的対処方針等諮問委員会で評価する。

特措法第32条第1項の新型インフルエンザ等の「全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件」としては、疫学調査の結果、報告された患者等が感染した経路が特定できない場合又は上記のほか、患者等が公衆にまん延させるおそれがある行動をとっていた場合その他の感染が拡大していると疑うに足りる正当な理由がある場合とし（特措法施行令第6条第2項）、その運用に当たって感染症法第15条に基づく患者等に関する積極的疫学調査の結果に基づき、基本的対処方針等諮問委員会で評価する。

なお、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行う。

## (2) 情報収集

### ア 情報収集（保健福祉部）

市は、国内・海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国、県からの情報に注視するとともに、世界保健機関（WHO）、厚生労働省、国立感染症研究所等の発表や、インターネット等を活用し情報収集を行う。

### イ サーベイランスへの協力（保健福祉部・教育委員会）

市は、県が実施するサーベイランス（患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握等）について、情報把握に努めるとともに、実施に際し協力要請があった場合は、適宜必要な対応を行う。

## (3) 情報提供・共有

### ア 情報提供・共有（企画部・保健福祉部・こども育成部・教育委員会）

・市は、市民等に対して、国内外での発生状況、現在の対策、県内、市内で発生した場合に必要な対策等について、県と連携を図り、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、複数の媒体及び機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限り即時に情報提供し、注意喚起を行う。

・市は、新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性がある事を伝え、個人レベルでの感染対策や感染が疑われる場合又は患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校、保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

・市は、県や関係機関等と、ホームページやメール等を用い、双方向に迅速に情報共有を行う。また、関係部局間の情報共有体制を強化し、必要な情報を即時に共有する。

### イ 相談窓口の体制充実・強化（保健福祉部）

市は、県から要請を受けた場合は、相談窓口の体制の充実及び強化を図る。また、県が設置するコールセンター等（24時間体制など）の周知を図る。

## (4) 予防・まん延防止

### ア まん延防止対策のための準備（保健福祉部）

市は、県内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、県が実施する感染症法に基づく患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）について、動向を把握する。

### イ 個人・学校等における対策の普及

（経済部・保健福祉部・こども育成部・教育委員会）

県内未発生期であっても積極的な感染対策をとり、流行のピークを遅らせることが重要であるため、市は、県が市民、事業者等に対して行う次の要請に適宜協力を行う。

- ・市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人込みを避けること、時差出勤の実施等の感染対策等を勧奨する。
- ・事業所に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
- ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、県から示される学校、保育施設等における感染対策の実施に資する目安をもとに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖及び休校）を適切に実施する。
- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど、適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ・病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

## ウ 予防接種

**特定接種**（総務部・保健福祉部・市立病院・消防本部）

市は、海外発生期の対策を継続し、特定接種を進める。

**住民接種**（保健福祉部・市立病院）

- ・市は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施について、情報収集を行う。
- ・市は、国が決定した接種順位に係る基本的な考え方及び発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえて、住民への接種に関する情報提供を行う。
- ・パンデミックワクチンが全市民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、接種を開始する<sup>12</sup>。
- ・市は、接種の実施にあたり、国及び県と連携して、保健所や学校など公的施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として当該市町村の区域内に居住するものを対象に集団接種を行う。

### 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

市は、緊急事態宣言がされ、県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、次の対策を行う。ただし、(2)住民接種については、実施区域の指定にかかわらず必要に応じて行う。

(1) 新型インフルエンザ等緊急事態において、県が、基本的対処方針に基づき、必要に応じて実施する以下の措置について協力をする。

ア 特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治療までの期間を踏まえて期間

<sup>12</sup> 特定接種が全て終わらなければ住民接種が開始できないというものではない。



を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底の要請。（対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、県内のブロック単位）とすることが考えられる。）

（企画部・保健福祉部）

イ 特措法第45条第2項に基づく、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対する施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請。（こども育成部・教育委員会）

ウ 特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について実施される感染対策の徹底要請。（関係部局）

(2) 住民接種

市は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を行う。（保健福祉部・市立病院）

(5) 医療

ア 帰国者・接触者相談センターの周知（企画部・保健福祉部・市立病院）

市は、県が設置する帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来について、体制強化の情報を把握するとともに、市民へ引き続き周知を行う。

イ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄の確認（保健福祉部）

県の抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び流通状況について引き続き把握に努める。

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

ア 市民等への呼びかけ（経済部・保健福祉部）

市は、市民等に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、国及び県が、事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請することに適宜協力する。

イ 要援護者への生活支援（保健福祉部）

・新型インフルエンザ等に罹患した要援護者で、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、市は国及び県と連携し、必要な支援を行う。

ウ 遺体の火葬・安置体制の強化（総務部・環境部）

・市は、火葬場等の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨

時遺体安置所を確保する。併せて、遺体の保存作業に必要な人員等の確保についても準備を進める。

・多数遺体発生時には、「神奈川県広域火葬計画」に基づく広域火葬を円滑に行うことができるように、広域火葬参加機関相互の連絡、協力体制を確認する。

#### エ 物資及び資材の準備（市民安全部・保健福祉部）

市は、引き続き新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材等の備蓄の充実をはかるとともに、使用時に迅速な対応が可能となるよう、保管状態や施設及び設備を整備する。

#### 【緊急事態宣言がされている場合の措置】（保健福祉部・経済部）

市は、緊急事態宣言がされている場合には、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、県と連携して調査及び監視をするとともに、必要に応じ、県が関係事業者団体等に対して行う、供給の確保や便乗値上げの防止等の要請に適宜協力する。また、必要に応じ、市民からの相談窓口、情報収集窓口の充実を図る。

4 県内発生早期	
状況	・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
目的	・県内での感染拡大をできる限り抑える。 ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大を止めることは困難であるが、流行の最盛期を遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を国が行った場合は、積極的な感染対策等をとる。</li> <li>・医療体制や感染対策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。</li> <li>・県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び地域経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制を整備する。</li> <li>・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、国及び県と調整を図り、できるだけ速やかに実施する。</li> <li>・患者数が増加した場合は、国内の発生状況を踏まえ、必要に応じて県内感染期への移行が検討される。</li> </ul>

#### (1) 実施体制（市民安全部・保健福祉部）

##### ア 実施体制の強化等

##### (ア) 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部

市は、県が県内での新型インフルエンザ等の発生を確認し、政府対策本部が国内発生早期の基本的対処方針を公示した時は、直ちに市対策本部を設置し、その会議を開催し、対策等を決定する。また、関係各部課の連携を強化し、全庁一体となった対策を推進する。

##### (イ) 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等連絡会議

市対策本部の指示を受け、新型インフルエンザ等の県内感染に備え、関係各課が連携・協力して必要な対策を具体的かつ迅速に推進するため、市連絡会議を開催する。

##### (ウ) 新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議

県が必要に応じて開催する市町村連絡会議に参加し、情報の提供及び共有、住民に対する普及啓発、帰国者・接触者外来、コールセンター等、住民接種、要援護者への支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、埋葬・火葬、その他新型インフルエンザ等対策に関する事項について協議を行う。

**【緊急事態宣言がされている場合の措置】**

- (1) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言  
県内未発生期の記載を参照
- (2) 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部の設置  
県内未発生期の記載を参照

**(2) 情報収集****ア 情報収集（保健福祉部）**

市は、国内、県内での新型インフルエンザ等の発生状況について、国、県からの情報を迅速に把握するとともに、世界保健機関（WHO）、厚生労働省、国立感染症研究所等の発表や、インターネット等を活用し、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性、安全性等に関する必要な情報収集を行う。

**イ サーベイランスへの協力（保健福祉部・教育委員会）**

市は、県が県内未発生期に引き続き実施するサーベイランス（患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握等）について、情報把握に努めるとともに、実施に際し協力要請があった場合は、適宜必要な対応を行う。

**(3) 情報提供・共有****ア 情報提供・共有（企画部・保健福祉部・こども育成部・教育委員会）**

・市は、市民等に対して、国内外での発生状況、現在の対策、県内、市内で発生した場合に必要な対策等について、県と連携を図り、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にししながら、複数の媒体及び機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限り即時に情報提供を行う。

・市は、新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性がある事を伝え、個人レベルでの感染対策や感染が疑われる場合又は患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校、保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

・市は、県や関係機関等と、ホームページやメールを用い、双方向に迅速に情報共有を行う。また、関係部局間の情報共有体制を強化し、必要な情報を即時に共有する。

**イ 相談窓口の充実・強化（保健福祉課）**

市は、国から配布されるQ&A（随時改定）を参考に、適切な情報提供を行うため、相談窓口の充実及び強化に努める。また、県が設置するコールセンター等（24時間体制など）の周知を図る。

#### (4) 予防・まん延防止

##### ア 市内でのまん延防止対策（企画部・保健福祉部）

市は、県内発生早期となった場合は、県が、感染症法に基づく患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施等）の措置を行うため、その周知等に協力する。

##### イ 個人・学校等における対策の普及

（経済部・保健福祉部・こども育成部・教育委員会）

県内の感染拡大をできる限り抑え、流行のピークを遅らせるため、市は、県が県民及び事業者等に対して行う次の要請に適宜協力を行う。

- ・市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人込みを避けること、時差出勤の実施等の感染対策等を勧奨する。
- ・事業所に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
- ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、県から示される学校、保育施設等における感染対策の実施に資する目安をもとに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖及び休校）を適切に実施する。
- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど、適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ・病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

##### ウ 予防接種

###### 【特定接種】（総務部・保健福祉部・市立病院・消防本部）

市は、海外発生期（又は県内未発生期）の対策を継続し、国の基本的対処方針を踏まえて、特定接種を進める。

###### 【住民接種】（保健福祉部・市立病院）

市は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施に係る国の方針について、接種順位に係る基本的な考え方及び発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえて、住民への接種に関する情報提供を行う。

- ・市は、県内未発生期に引き続き、関係者の協力を得て、新臨時接種を進める。
- ・市は、接種の実施にあたり、国及び県と連携して、保健所や学校など公的施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として当該市町村の区域内に居住するものを対象に集団接種を行う。

###### 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

市は、緊急事態宣言がされ、県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、次の対策を行う。ただし、(2)住民接種については、実施区域の

指定にかかわらず必要に応じて行う。

- (1) 新型インフルエンザ等緊急事態において、県が、基本的対処方針に基づき、必要に応じて実施する措置について協力をする。

※県内未発生期の記載を参照

- (2) 住民接種

※県内未発生期の記載を参照

#### (5) 医療（企画部・保健福祉部・市立病院）

##### ア 帰国者・接触者相談センター・外来の周知

市は、県が設置する帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来について、体制強化の状況を把握するとともに、市民へ引き続き周知を行う。

##### イ 一般医療機関での診療体制把握

患者が増加してきた段階においては、県は国の基本的対処方針に基づき、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から、一般の医療機関でも診療する体制に移行することから、その動向を注視し、市民へ周知する。

#### (6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

##### ア 市民等への呼びかけ（経済部・保健福祉部）

・市は、市民等に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、国及び県が、事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請することに適宜協力する。

##### イ 要援護者への支援（保健福祉部）

・新型インフルエンザ等に罹患した要援護者で、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、市は国及び県と連携し、必要な支援を行う。

##### ウ 遺体の火葬・安置体制の強化（総務部・環境部）

・市は、火葬場等の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保する。併せて、遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を進める。

・多数遺体発生時には、「神奈川県広域火葬計画」に基づく広域火葬を円滑に行うことができるように、広域火葬参加機関相互の連絡、協力体制を確認する。

エ 物資及び資材の準備（市民安全部・保健福祉部）

市は、引き続き新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材等の備蓄の充実をはかるとともに、使用時に迅速な対応が可能となるよう、保管状態や施設及び設備を整備する。

**【緊急事態宣言がされている場合の措置】**

(1) 生活関連物資等の価格の安定等

※県内未発生期の記載を参照

5 県内感染期	
状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態。</li> <li>・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。</li> <li>・ 地域によって状況が異なる可能性がある。</li> </ul>
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療体制を維持する。</li> <li>・ 健康被害を最小限に抑える。</li> <li>・ 市民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。</li> </ul>
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止は実施する。</li> <li>・ 市内の発生状況等を勘案し、本市の実施すべき対策を判断する。</li> <li>・ 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。</li> <li>・ 流行の最盛期の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。</li> <li>・ 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。</li> <li>・ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。</li> </ul>

### (1) 実施体制

#### ア 実施体制の強化等（市民安全部・保健福祉部）

##### (7) 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部

市は、県内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が、疫学調査で追うことができなくなった状態となり、国が国内感染期の基本的対処方針に変更・公示したときは、県の対策本部会議が開催され、対処方針等が決定するため、それに基づき、市も対策本部会議を開催し、市の行うべき対策等を決定する。また、関係各部課の連携を強化し、全庁一体となった対策を推進する。

##### (イ) 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等連絡会議

市対策本部の指示を受け、関係各課が連携・協力して必要な対策を具体的かつ迅速に推進するため、市連絡会議を開催する。

##### (ウ) 新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議

市は、県が必要に応じて開催する市町村連絡会議に参加し、情報の提供及



び共有、住民に対する普及啓発、コールセンター等、住民接種、要援護者への支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、埋葬・火葬、その他新型インフルエンザ等対策に関する事項について協議を行う。

**【緊急事態宣言がされている場合の措置】**（市民安全部・保健福祉部）

市は、上記の対策に加え、必要に応じて次の対策を行う。

(1) 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部の設置

県内未発生期の記載を参照

(2) 他の地方公共団体による代行、応援等（特措法第38条・第39条）

市が、新型インフルエンザ等のまん延により、緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置を活用する。

(2) 情報収集（保健福祉部）

ア 情報収集

市は、県内での新型インフルエンザ等の感染状況について、県からの情報を迅速に把握するとともに、世界保健機関（WHO）、厚生労働省、国立感染症研究所等の発表や、インターネット等を活用し、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性、安全性等に関する必要な情報収集を行う。

イ サーベイランスへの協力

市は新型インフルエンザ等患者の全数把握を中止し、通常サーベイランスを継続することや必要な対策を実施することについて、要請に応じ適宜協力する。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供・共有（企画部・保健福祉部・こども育成部・教育委員会）

・市は、市民等に対して、県内での発生状況、現在の対策等について、県と連携を図り、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、複数の媒体及び機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限り即時に情報提供を行う。

・市は、新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性がある事を伝え、個人レベルでの感染対策や感染が疑われる場合又は患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校、保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

・市は、県や関係機関等と、ホームページやメール等を用い、双方向に迅速に情報共有を行い、対策の方針の迅速な伝達と、対策現場の状況把握を適切に実施する。

## イ 相談窓口の継続（保健福祉部）

市は、引き続き相談窓口を運営し、適切な情報提供を行う。ただし、県の要請があった場合は、状況に応じて、充実・強化体制を縮小する。

## (4) 予防・まん延防止

## ア 市内でのまん延防止対策（保健福祉部・経済部・こども育成部・教育委員会）

県内感染期においては、市民の健康被害を最小限に抑えるとともに、市民生活及び地域経済への影響を最小限に抑えるため、市は、県の行う次の要請に協力する。

- ・市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の感染対策等を強く勧奨する。
- ・事業所に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
- ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、県から示される学校、保育施設等における感染対策の実施に資する目安をもとに、学校保健安全法に基づく臨時休業<sup>13</sup>（学級閉鎖、学年閉鎖及び休校）を適切に実施する。
- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど、適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ・病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

## イ 予防接種

## 住民接種（保健福祉部・市立病院）

市は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を引き続き進める。

## 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

市は、緊急事態宣言がされ、県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、次の対策を行う。ただし、(2)住民接種については、実施区域の指定にかかわらず必要に応じて行う。

- (1) 患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、基本的対処方針に基づき県の実施する以下の措置について、市は協力して実施する。

ア 特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。（企画部・保健福祉部）

イ 特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新

<sup>13</sup> 感染が拡大するにつれて感染拡大防止の効果は低下することから、状況に応じて対策を緩和することも考えられる。

型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。（保健福祉部・こども育成部・教育委員会）

ウ 県は、特措法第45条第4項に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

エ 特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

オ 県は、特措法第45条第4項に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

(2) 住民接種

市は、特措法第46条に基づく住民接種を進める。（保健福祉部・市立病院）

(5) 医療（企画部・保健福祉部・市立病院）

ア 帰国者・接触者相談センター等の中止の周知

市は、県が設置する帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来及び感染症法に基づく患者の入院措置の中止状況を確認し、それを市民に対し周知する。

イ 一般医療機関での診療体制把握

一般医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療が行われることを周知する。

ウ 抗インフルエンザウイルス薬の使用

市は、市内で抗インフルエンザウイルス薬が不足している場合は、県備蓄分を放出してもらおうよう、県へ要請する。

エ 在宅で療養する患者への支援

市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援や自宅で死亡した患者への対応を行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合は、上記の対策に加え、必要に応じて次の対策を行う。

## (1) 臨時の医療施設等（特措法第48条第1項及び第2項）

県は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、臨時の医療施設を設置し医療を提供するが、県知事が必要であると認めるときは、状況によって、市も臨時の医療施設を設置する。なお、臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行が最盛期を越えた後、患者を医療機関に移送すること等により順次閉鎖する。

（保健福祉部）

## (6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

## ア 市民等への呼びかけ（経済部・保健福祉部）

市は、市民等に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、国及び県が、事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請することに適宜協力する。

## イ 要援護者への支援（保健福祉部）

新型インフルエンザ等に罹患した要援護者で、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、市は国及び県と連携し、必要な支援を行う。

## 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ次の対策を行う。

## (1) 生活関連物資等の価格の安定等（特措法第59条）（市民安全部・経済部・保健福祉部）

・市は、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

・市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

・市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、市民に対する食料品、生活必需品等の確保、配分、配布等を行う。

## (2) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援（保健福祉部）

市は、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等を必要に応じて実施する。

## (3) 埋葬・火葬の特例等（特措法第56条）（総務部・環境部）

・市は、県からの要請を受け、火葬炉を可能な限り稼働させる。

・市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

- ・ 新型インフルエンザ等による死亡者が増加し、広域火葬の実施が必要となった場合、「神奈川県広域火葬計画」に基づき、市は広域火葬参加機関との連絡調整のもと広域火葬を実施する。

6 小康期	
状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。</li> <li>・ 大流行は一旦終息している状況。</li> </ul>
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民生活及び地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。</li> </ul>
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。</li> <li>・ 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。</li> <li>・ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。</li> <li>・ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。</li> </ul>

#### (1) 実施体制（市民安全部・保健福祉部）

##### ア 基本的対処方針の変更、緊急事態解除宣言、市対策本部の廃止

###### (7) 基本的対処方針の変更

国が、基本的対処方針を変更し、小康期に入った旨及び対策を縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針を公示することになっているため、その動向に注意する。

###### (4) 緊急事態解除宣言

国は、緊急事態措置の必要がなくなった場合は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行い、国会に報告することになっているため、その動向に注意する。（新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときも含む。）

###### (ウ) 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部の廃止等

市は、特措法第32条第5項の規定による新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言の公示がされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

###### (エ) 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策会議

市は、必要に応じて、市対策会議を開催し、第二波の流行に備えるため、引き続き全庁一体となった対策を推進する。

###### (オ) 対策の評価・見直し

市は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、

市行動計画等の見直しを行う。

## (2) 情報収集

### ア 情報収集（保健福祉部）

市は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況及び各国の対応について、国、県及び関係機関等を通じて必要な情報を収集する。

### イ サーベイランスへの協力（保健福祉部・教育委員会）

市は、県が実施する通常のサーベイランス及び再流行の早期発見のため、学校等での集団発生の把握強化について、要請に応じ適宜協力する。

## (3) 情報提供・共有

### ア 情報提供・共有（企画部・保健福祉部）

- ・市は、引き続き市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。
- ・市は、市民から相談窓口寄せられた問い合わせや情報を取りまとめ、情報提供の在り方を評価し、見直しを行う。

### イ 相談窓口の縮小（保健福祉部）

市は、県の要請があった場合は、問い合わせ頻度等の状況を見ながら、相談窓口の体制縮小を検討する。

## (4) 予防・まん延防止（保健福祉部・市立病院）

### ア 予防接種

#### 住民接種

市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

#### 【緊急事態宣言がされている場合の措置】（保健福祉部・市立病院）

市は、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じて流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

## (5) 医療

### ア 医療体制（企画部・保健福祉部）

県が新型インフルエンザの発生前の通常の医療体制に戻した場合は、その旨を市民に周知する。

### イ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄の確認（保健福祉部）

市は、流行の第二波に備え、必要に応じ、県の抗インフルエンザウイルス薬の備蓄状況を把握する。

**【緊急事態宣言がされている場合の措置】**

市は、必要に応じ県内感染期に講じた措置を適宜縮小、中止する。

**(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保**

**ア 市民等への呼びかけ（経済部・保健福祉部）**

市は、市民等に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、国及び県が、事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請することに適宜協力する。

**イ 要援護者への支援（保健福祉部）**

市は、新型インフルエンザ等に罹患した要援護者で、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援を行う。

**【緊急事態宣言がされている場合の措置】**

市は、国及び県と連携し、県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。



## 【別添】 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。

人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

### 1 実施体制

#### (1) 体制強化(市民安全部・経済部・保健福祉部)

市は、国内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じて、副市長を本部長とする市対策会議を設置するとともに、同会議を開催し、対策について協議し、決定する。

#### (2) 家きん等への防疫対策(経済部)

市は、高病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合には、「高病原性鳥インフルエンザ等発生時対応マニュアル」、「神奈川県高病原性鳥インフルエンザ等防疫対応マニュアル」、「高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)のヒトへの感染防止対応マニュアル」及び「食鳥処理場における高病原性鳥インフルエンザ発生(疑い)時連絡体制」に基づき対応し、患者発生時においては、「鳥インフルエンザ(H5N1)対応ガイドライン」により対応する。

### 2 情報収集(経済部)

#### (1) 情報収集

市は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を把握する。

#### (2) 国・県との情報交換

市は、家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザウイルスの人への感染、それらへの対応等の状況及び海外における状況について、国及び県との情報交換を行う。

#### (3) 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランスへの協力

市は、県の行う鳥インフルエンザの人への感染に係る全数把握について、必要に応じ適宜協力する。

### 3 情報提供・共有(企画部・経済部)

市は、県内・市内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、県と連携しながら、発生状況及び対策について、市民に積極的な情報提供を行う。

#### 4 予防・まん延防止（経済部）

市は、県が行う疫学調査・感染対策等について、必要に応じて適宜協力する。

#### 5 医療（企画部・経済部）

(1) 市は、県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、県の実施する次の対策について、適宜協力及び市民への周知を行う。

ア 県は、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、適切な感染拡大防止策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行う。

イ 県は、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施する。また、国から提供される検査方法に関する情報に基づき、県衛生研究所においても検査を実施する。

ウ 県は、感染症法に基づき、鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、入院その他の必要な措置を講ずる。

(2) 市は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど世界保健機関（WHO）が情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合に県が実施する次の対策について、適宜協力及び市民への周知を行う。

ア 県は、海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、県に情報提供するよう医療機関等に周知する。

イ 県は、発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について、医療機関等に周知する。

## 【別添】 用語解説 (五十音順)

## ○インフルエンザウイルス

…インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素 (HA) とノイラミニダーゼ (NA) という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。)

## ○家きん

…鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

## ○感染症指定医療機関

…感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

\* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

\* 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

\* 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

\* 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

## ○帰国者・接触者外来

…新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や又は新型インフルエンザ等患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来。

## ○帰国者・接触者相談センター

…新型インフルエンザ等の発生国から帰国した者又は新型インフルエンザ等患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

## ○抗インフルエンザウイルス薬

…インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイル

スの増殖を抑える効果がある。

○個人防護具 (Personal Protective Equipment : PPE)

…エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○サーベイランス

…見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○死亡率

…ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザに罹患して死亡した者の数。

○新型インフルエンザ

…感染症法第6条第7項において、新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものを言うときとされている。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○新型インフルエンザ (A/H1N1) / インフルエンザ (H1N1) 2009

…2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ (A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ (H1N1) 2009」としている。

○新感染症

…新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。（感染症の予防及び感

感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第9項)

○積極的疫学調査

…患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○致命率

…流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○鳥インフルエンザ

…一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○濃厚接触者

…症例（患者（確定例）、疑似症患者）が発病したと推定される日の1日前から接触した者のうち、次の範囲に該当する者。

①世帯内接触者

…症例（患者（確定例）、疑似症患者）と同一住所に居住する者。

②医療関係者等

…个人防护具(PPE)を装着しなかった又は正しく着用しないなど、必要な感染防止策なしで、症例（患者（確定例）、疑似症患者）の診察、処置、搬送等に直接関わった医療関係者や搬送担当者。

③汚染物質への接触者

…症例（患者（確定例）、疑似症患者）由来の血液、体液、分泌物（痰など（汗を除く。））などに、必要な感染予防策なしで接触した者等。※その他、手で触れること又は対面で会話することが可能な距離で、必要な感染予防策なしで、症例（患者（確定例）、疑似症患者）と接触があった者。

○発病率

…新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

○パンデミック

…感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○パンデミックワクチン

…新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○病原性

…新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○プレパンデミックワクチン

…新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

【別添】茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年3月25日

条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第37条において準用する法第26条の規定に基づき、茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、対策本部の事務を整理し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議(次項において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

**【別添】茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部及び対策会議要綱**

(趣旨)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年茅ヶ崎市条例第6号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるとともに、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等をいう。以下同じ。）及び鳥インフルエンザに対する対策の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対策本部)

第2条 対策本部の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新型インフルエンザ等に関する情報の収集、共有及び提供に関すること。
- (2) 新型インフルエンザ等の対応策に関する調査研究に関すること。
- (3) 新型インフルエンザ等への具体的な対処方法や対策の決定及び実施に関すること。
- (4) その他市が実施する市の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関すること。

2 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、主管の副市長、他の副市長及び教育長をもって充てる。

3 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

4 副本部長は、本部長を補佐する。

5 本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、主管の副市長、他の副市長、保健福祉部長の順に、その職務を代理する。

6 法第34条第1項の規定によるほか、市長が特に必要と認めた場合に、対策本部を設置する。

7 前項の規定により設置した対策本部の所掌事項、組織及び運営は、法第34条第1項の規定により設置した対策本部の所掌事項、組織及び運営の例による。

(対策会議)

第3条 法第32条第1項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされていない場合において主管の副市長が特に必要と認めるとき及び茅ヶ崎市又は近隣の市町村において鳥インフルエンザが発生した場合は、新型インフルエンザ等対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

2 対策会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザに関する情報の収集、共有及び提供に関すること。
- (2) 新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザの予防策及び対応策に関する調査研究に関すること。
- (3) 新型インフルエンザ等に対する事前対策の決定及び実施に関すること。



- (4) 鳥インフルエンザに対する具体的な対処方針及び対策の決定及び実施に関すること。
- (5) その他新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザに対する対策に関すること。
- 3 対策会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。
- 4 対策会議の会長は、主管の副市長をもって充て、副会長は、他の副市長をもって充て、委員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 対策会議の会長は、対策会議の会務を総理し、対策会議を代表する。
- 6 対策会議の副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 対策会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 8 会長が必要と認めたときは、対策会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 9 会長は、前項の規定に基づき、委員以外の者を対策会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。
- 10 会長は、対策会議の会議の結果を市長に報告するものとする。

(連絡会議)

第4条 対策本部及び対策会議に、その所掌事項に係る専門的事項を調査審議する組織として、新型インフルエンザ等連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

- 2 連絡会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。
- 3 連絡会議の会長は、保健福祉部長をもって充て、副会長は、市民安全部長及び経済部長をもって充て、委員は、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 前条第5項から第9項までの規定は、連絡会議について準用する。

(庶務)

第5条 対策本部、対策会議及び連絡会議の庶務は、新型インフルエンザ等に関する事項は保健福祉部保健福祉課及び市民安全部防災対策課において処理し、鳥インフルエンザに関する事項は保健福祉部保健福祉課、市民安全部防災対策課及び経済部農業水産課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、対策本部及び対策会議の運営に関し必要な事項は、本部長又は会長が対策本部又は対策会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月24日から施行する。
- 2 茅ヶ崎市新型インフルエンザ対策本部及び対策会議要綱（平成21年4月28日施行）は、廃止する。

別表第1（第2条関係）

総務部長 企画部長 財務部長 市民安全部長 経済部長 文化生涯学習部長 保健福祉部長  
こども育成部長 環境部長 都市部長 建設部長 下水道河川部長 市立病院事務局長 消防本部消防長 会計管理者 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査事務局長 教育委員会事務局教育総務部長 教育委員会事務局教育推進部長 教育委員会事務局教育指導担当部長

別表第2（第3条関係）

教育長 総務部長 企画部長 市民安全部長 経済部長 保健福祉部長 こども育成部長 環境

**【別添】市対策本部及び対策会議要綱**

部長 市立病院事務局長 消防本部消防長 教育委員会事務局教育総務部長 教育委員会事務局  
教育指導担当部長

別表第3（第4条関係）

総務部職員課長 企画部企画経営課長 企画部秘書広報課長 市民安全部防災対策課長 経済部  
産業振興課長 経済部農業水産課長 保健福祉部保健福祉課長 保健福祉部障害福祉課長 保健  
福祉部高齢福祉介護課長 こども育成部子育て支援課長 こども育成部こども育成相談課長 こ  
ども育成部保育課長 環境部環境保全課長 市立病院事務局病院総務課長 消防本部消防総務課  
長 消防本部救命課長 教育委員会事務局教育総務部教育総務課長 教育委員会事務局教育総務  
部学務課長 教育委員会事務局教育推進部学校教育指導課長

## 【別添】パブリックコメントの実施結果

## 「茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）」 についてのパブリックコメント実施結果

－ご協力ありがとうございました。－

- 1 募集期間      平成26年11月26日（水）～平成26年12月25日（木）
- 2 意見の件数      18件
- 3 意見提出者数      6人
- 4 内容別の意見件数

	項 目	件 数
1	第1章 総論に関する意見	3件
2	第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針に関する意見	1件
3	第3章 各段階における対策に関する意見	4件
4	全体に関する意見	7件
5	パブリックコメントの実施に関する意見	2件
6	その他の意見	1件
		件
	合 計	18件

= 一部修正を加えた項目

市民の皆さまから寄せられたご意見及び市の考え方の詳細は、保健福祉課窓口、市政情報コーナー又は市の公式ホームページ（<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>）の「市政情報・市民参加・パブリックコメント」でご覧いただくことができます。

## ◆修正部分の対照表

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

修正後	修正前
<p>17ページ</p> <p>また、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口等を設置し、適切な情報提供を行うとともに、市民から寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているのかを把握し、再度の情報提供に反映する。また、県は県民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置することを、併せて周知する。</p> <p><u>さらに、マスメディアの活用に加え、市から直接的に市民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、防災無線、メール配信サービス等の活用や、自治会など地域と連携した体制を構築する。</u></p> <p><b>(イ) 個人情報の保護</b></p> <p>市民への情報提供に当たっては、提供する情報の内容について、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えるとともに、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する。</p> <hr/> <p>また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることが重要である。</p> <p><b>(ウ) 市民の情報収集の利便性向上</b></p>	<p>17ページ</p> <p>また、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口等を設置し、適切な情報提供を行うとともに、市民から寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているのかを把握し、再度の情報提供に反映する。また、県は県民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置することを、併せて周知する。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>市民への情報提供に当たっては、提供する情報の内容について、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えるとともに、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する。</p> <p><u>また、マスメディアの活用に加え、市から直接的に市民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、防災無線、メール配信サービス等の活用や、自治会など地域と連携した体制を構築する。</u></p> <p><u>さらに、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることが重要である。</u></p> <p><b>(イ) 市民の情報収集の利便性向上</b></p>

\*第1章 総論に関するご意見については、一部文字の修正を行いました。

茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27（2015）年3月発行

第1刷 200部作成

発行 茅ヶ崎市

編集 保健福祉部保健福祉課

〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111（代表）

FAX 0467-82-5157

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト

QRコード

